

# 2023

## DISCLOSURE

### 山梨県信用保証協会の現況



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation Yamanashi-pref



## ごあいさつ

平素は、山梨県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務に対する理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「山梨県信用保証協会の現況2023」を作成いたしました。信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割、事業実績および財務状況などについて、できるだけ分かりやすい説明を心掛け作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、今年5月に感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられ、それを象徴するように、観光地は賑わいを見せております。インバウンド需要も、コロナ禍前の状態までとは言わないまでも、回復しつつあり、経済に明るい兆しがあることを日々実感しております。しかし一方で、地政学的なリスクについては、解決まで長期化する様相であり、経済回復の見通しに影を差しております。

新型コロナウイルス感染症関連の資金繰り支援策の効果により、企業倒産は低水準で推移してきましたが、原材料価格の上昇や物価上昇の影響が企業の経営を圧迫しており、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。また、コロナ関連融資の返済本格化により、今後は借入金返済への対応も迫られることからも、企業倒産は増勢傾向が強まる可能性があります。

このような状況において、当協会といたしまして、コロナ関連融資の返済が本格化することを意識した企業支援に努めるとともに、時代の変化に即した業務態勢を構築し、地域経済からの期待に応えていく必要があると考えております。そのために、地公体や金融機関、関係支援機関と連携・協働し、中小企業・小規模事業者の視点に立った経営の改善発達に係る助言など、伴走型支援による金融と経営支援の取り組みを一層強化してまいります。また、複雑多岐な経営課題と向き合う中小企業・小規模事業者の個々の経営状況を的確に把握し、ライフステージに応じたより効果的な経営支援に取り組んでまいります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さんに信頼され、より必要とされる信用保証協会を目指し、地域経済の発展に向け、役職員一丸となり努力してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年7月

会長 若林 一紀

### 信用保証協会とは

#### ●信用保証協会法に基づく特殊法人

信用保証協会は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業者の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進する事を目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人です。

#### ●『信用保証協会事業の基本理念』

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

# C O N T E N T S

山梨県信用保証協会の概要 ━━━━━━ 02

コンプライアンスへの取り組み ━━━━━━ 05

信用補完制度の仕組み ━━━━━━ 06

信用保証のご利用にあたって ━━━━ 08

個人情報保護宣言 ━━━━━━ 12

第6次中期事業計画 ━━━━━━ 14

令和5年度経営計画 ━━━━━━ 16

主な保証制度一覧 ━━━━━━ 18

経営支援のご案内 ━━━━━━ 20

令和4年度の主な取り組み ━━━━ 22

広報活動 ━━━━━━ 24

令和4年度事業報告 ━━━━━━ 26

令和4年度決算報告 ━━━━━━ 31

本・支店の保証担当区域と  
事務所位置略図 ━━━━ 36

(令和5年3月31日現在)

# 山梨県信用保証協会の概要

## 基本理念

山梨県信用保証協会は、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

## 目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

## あゆみ

昭和24年5月	社団法人として設立
昭和25年3月	財団法人として設立
昭和29年8月	信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
昭和29年9月	吉田支所開設
昭和56年4月	大月支所開設
昭和63年4月	山梨県中小企業会館の建設に伴い、本店を甲府市丸の内から甲府市飯田に移転
平成15年3月	大月支所と吉田支所を富士吉田支店として統合
平成27年3月	本店分室開設

## プロフィール(令和5年3月現在)

設立	昭和24年5月
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく認可法人
基本財産	13,417,315千円
保証債務残高	276,490,821千円
利用企業者数	11,502先
理事	15名
監事	2名
職員	53名
事務所	本店 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内 本店分室 甲府市富士見一丁目2番26号 富士吉田支店 富士吉田市下吉田二丁目31番14号

## 役員名簿

令和5年6月8日現在(敬称略)

会長	若林 一紀	常勤
専務理事	古屋 仁	常勤
常務理事	末木 憲生	常勤
理事	名取 正樹	常勤
(五十音順)		
理事	長田 富也	非常勤 山梨県町村会会长
理事	栗山 直樹	非常勤 山梨県中小企業団体中央会会长
理事	越石 寛	非常勤 甲府商工会議所専務理事
理事	五味 節夫	非常勤 山梨県信用金庫協会会长
理事	閑 光良	非常勤 山梨県銀行協会会长
理事	染谷 光一	非常勤 山梨県産業労働部部長
理事	中村己喜雄	非常勤 山梨県商工会連合会会长
理事	藤本 好彦	非常勤 山梨県議会農政産業観光委員会委員長
理事	堀内 茂	非常勤 山梨県市長会会长
理事	村上 洋司	非常勤 商工組合中央金庫甲府支店支店長
理事	渡邊 和彦	非常勤 山梨県信用組合協会会长
監事	滝川 憲一	常勤
監事	星野 正司	非常勤 公認会計士

## 協会章(シンボルマーク)



「信用」の頭文字である「S」を基調に、信用保証協会と金融機関が中小企業者を包み、その健全な繁栄に大きく寄与する願いがこめられています。

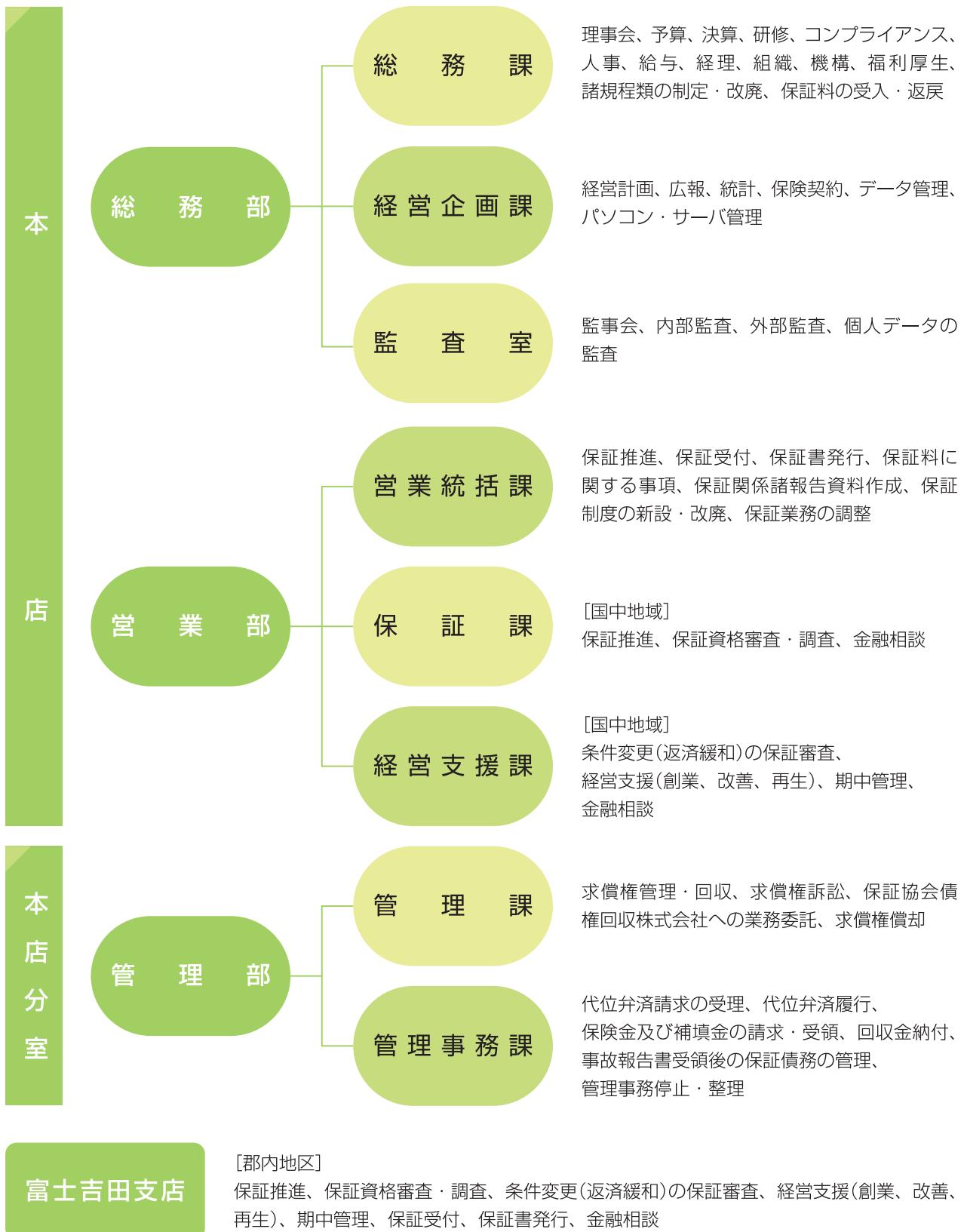
## イメージキャラクター



富士山と甲斐犬をもとに生まれたシンくんとヨウちゃん。  
当協会のロゴから生まれたタモツさん。  
シンくんとヨウちゃんは、ロゴマーク柄のスカーフを巻いています。  
協会に対する「堅い」「近寄りがたい」などのイメージを払拭し、親しみを持ってもらえるよう、様々な広報の場面で活用し、信用保証協会の認知度向上に努めています。

## 組織機構図

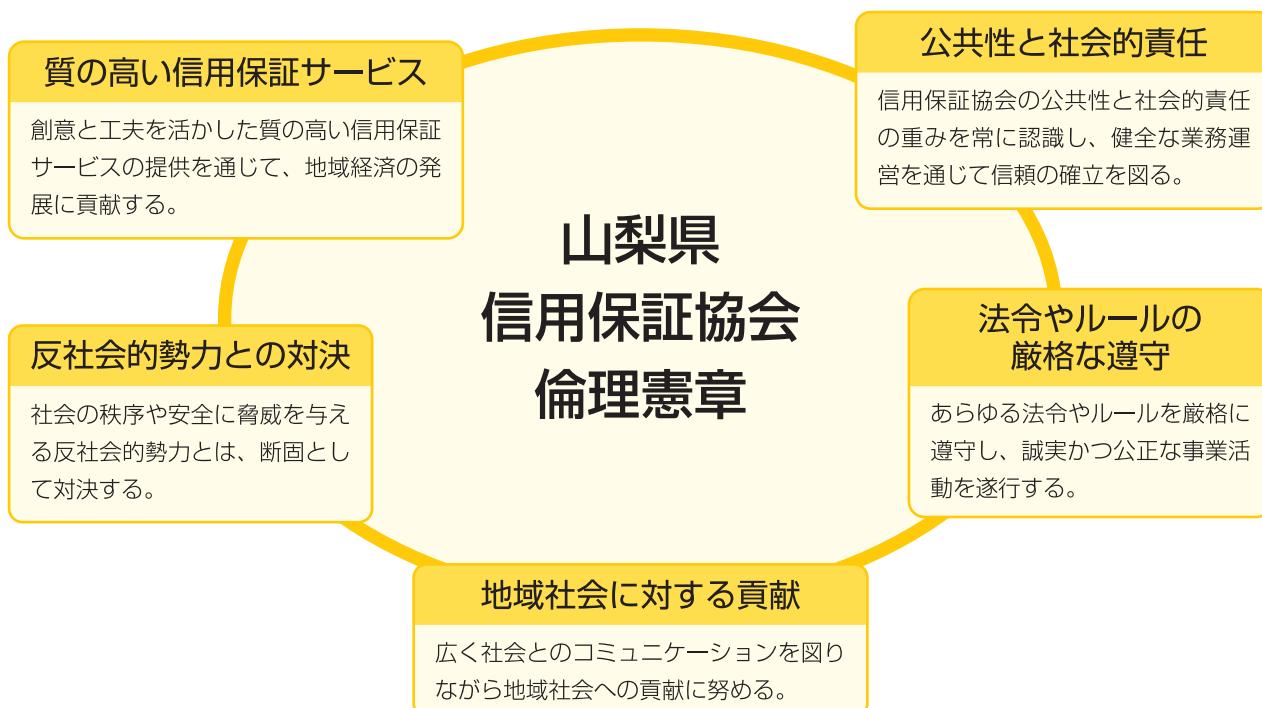
(令和5年4月1日現在)



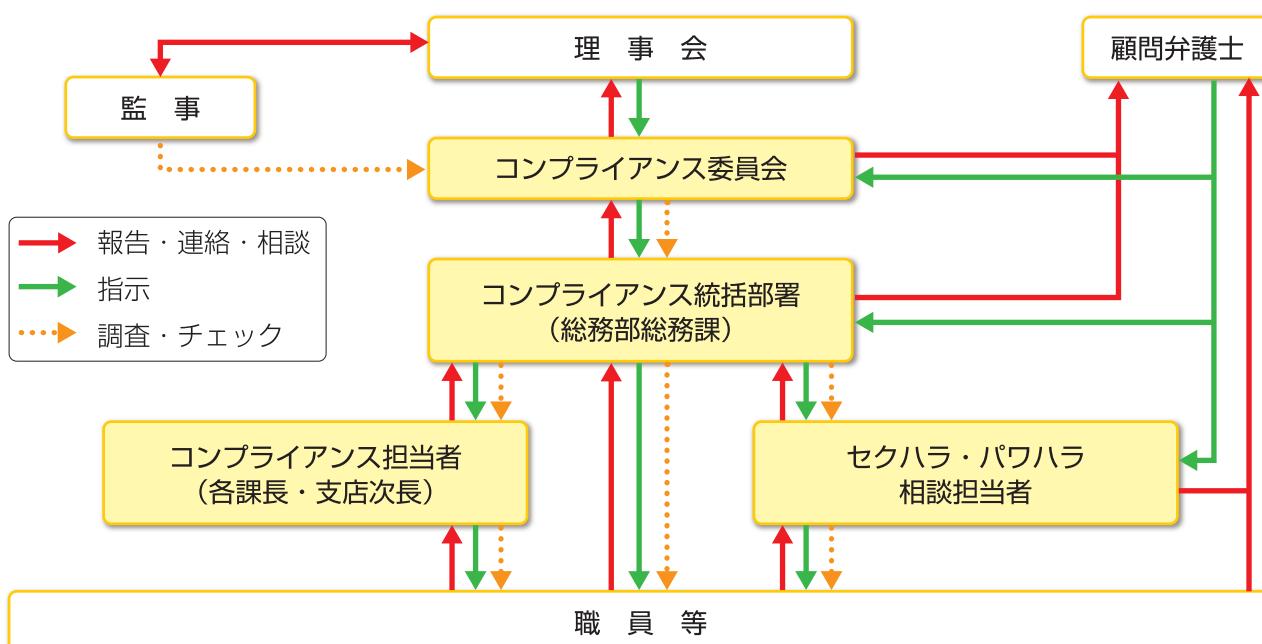
# コンプライアンスへの取り組み

## コンプライアンスへの取り組み

山梨県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会から揺るぎない信頼の確立を図るために、コンプライアンスを経営の課題の一つとして位置付け、「山梨県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。



## コンプライアンス組織体制図

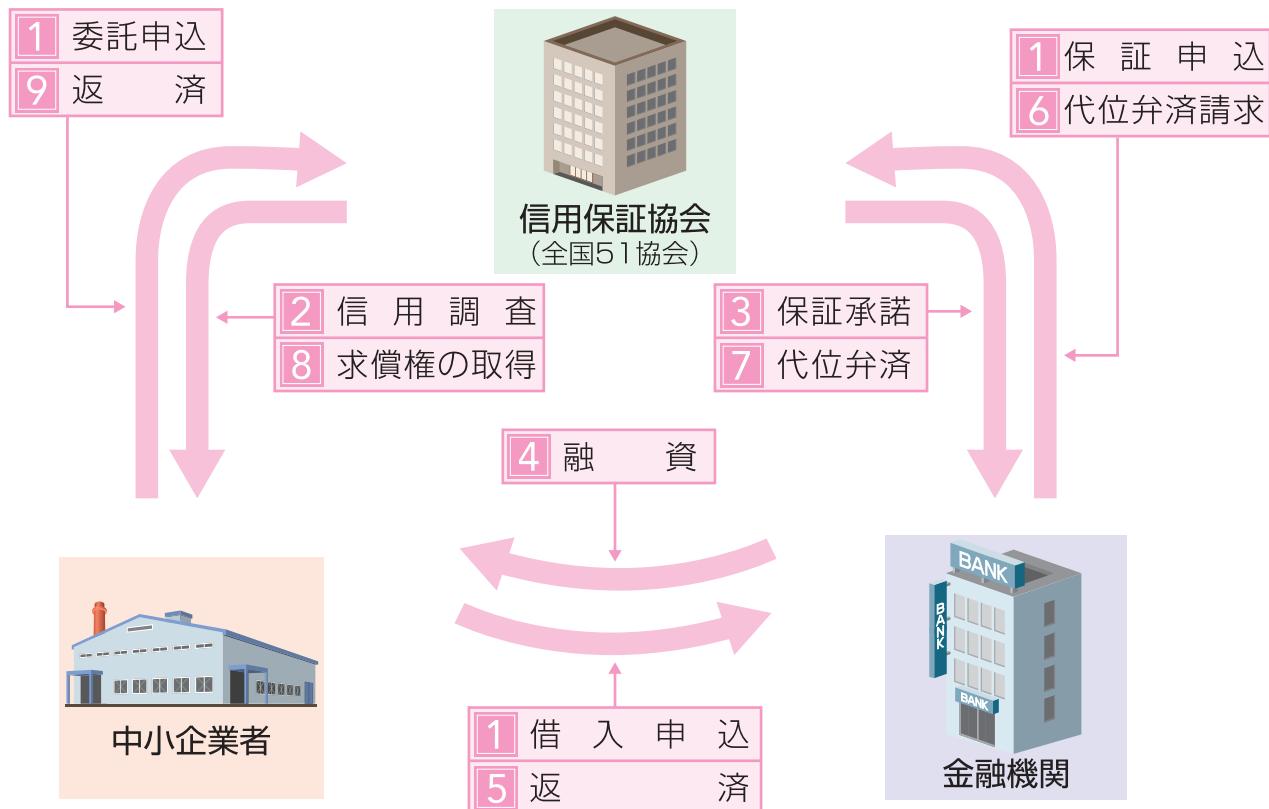


# 信用補完制度の仕組み

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の二つの制度の総称です。

## 信用保証制度

信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、あわせて全国で51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



- 1** 中小企業・小規模事業者の皆さまの信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
- 2** 信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の諾否を決定します。
- 3** 信用保証協会が保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- 4** その信用保証書に基づき、金融機関は中小企業・小規模事業者の皆さんに融資を行います。この時、信用保証料をご負担していただきます。
- 5** 中小企業・小規模事業者の皆さまは、融資条件に基づき、金融機関に返済をしていただきます。
- 6** 事業上の都合で、万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
- 7** 信用保証協会が中小企業・小規模事業者の皆さんに代わって金融機関に借入金を弁済します。
- 8・9** その後、中小企業・小規模事業者の方とご相談しながら信用保証協会にご返済していただきます。

## 信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度があります。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このため、信用保証協会は広範な中小企業・小規模事業者の皆さまの金融を円滑にすることができます。



- 1** 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- 2** 信用保証協会は、日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- 3** 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に保険金請求を行います。
- 4** 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 5** 信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

## 県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業・小規模事業者の皆さまの金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と地方公共団体との間で損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の後に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

# 信用保証のご利用にあたって

## ご利用いただける方

### 1 企業規模

法人は次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。  
個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	――――――	300人以下 (個人の場合は100人以下)

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト) 製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

(注2) 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(注3) 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

(注4) 医療法人等とは、医業を主な事業としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を含みます。

### 2 所在地

法人の場合は、県内に本店または事業所を有している方を対象としています。

個人の場合は、県内に住居または事業所を有している方を対象としています。

(注1) 本店とは、単なる登記上の所在地ではなく、企業の実体があることが必要です。

(注2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

### 3 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種をご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

### 4 許認可等

許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 信用保証の内容

### 1 保証の限度額

法人・個人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)
組合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)

\*上記の限度額とは別枠でご利用いただける保証制度もあります。

### 2 保証期間

一般保証	原則として運転資金5年以内、設備資金7年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資	それぞれの制度の定めによります。 (最長のもので20年)

### 3 資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

### 4 連帯保証人

必要となる場合があります。法人の代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※経営者保証に関するガイドラインについて

平成30年度より①金融機関連携型、②財務要件型、③担保充足型の3類型において、一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが出来る可能性があります。

### 5 担保

必要に応じて不動産または有価証券などを提供していただきます。

#### 反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません

当協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません。

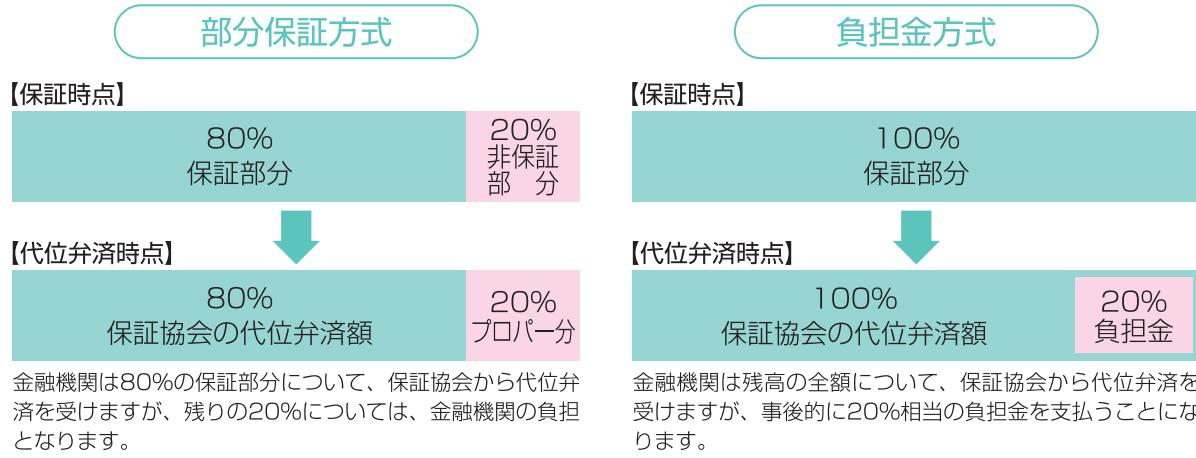
また、信用保証制度を悪用する行為を排除し、第三者が介在・介入する申込を取り扱いません。

## 責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

### 1 制度の概要

責任共有制度には、部分保証方式、負担金方式の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同様です。



### 2 責任共有制度の対象外となる保証制度

原則としてすべての保証が対象となります BUT、対象外となる保証制度は以下のとおりです。

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4号、6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証
- 危機関連保証

注：経営力強化保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度で責任共有制度対象外制度にかかる既往保証付借入金を残高の範囲内で借り換える場合についても、責任共有制度の対象外となります。

#### 【※小口零細企業保証制度の概要】

ご利用いただける方	従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)は5人以下)の会社・個人
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転資金 5年以内・設備資金 7年以内(据置期間1年以内)

# 信用保証料

## 1 信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、中小企業・小規模事業者の皆さまと信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

## 2 保証料率

中小企業者・小規模事業者の皆さまの経営状況に応じて、9段階に区分された料率体系を適用しており、料率区分は財務諸表の情報をCRD(注1)により評価して決定されます。

なお、特別小口保証、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは9区分の料率体系によらず、一定の料率が適用されます。

**[9段階の保証料率体系]** (単位: %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度 (特殊保証(注2))	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有対象外制度 (特殊保証(注2))	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) CRDとは、経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業の財務データを蓄積した日本最大のデータベースです。

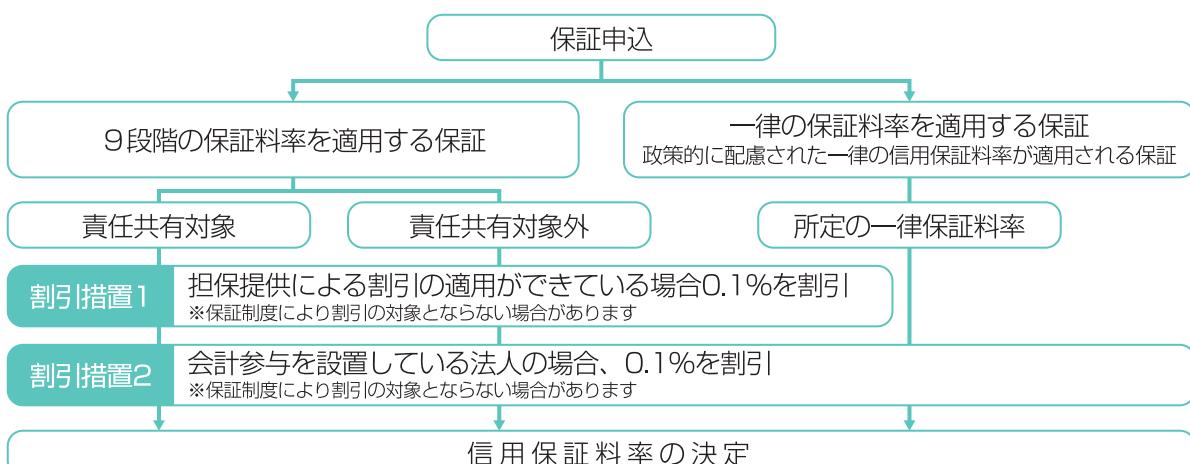
(注2) 特殊保証とは当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形・電子記録債権割引根保証のことです。

(注3) 次の①～②のいずれかに該当する場合は、区分⑥の料率が適用されます。

① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない者であって、貸借対照表および損益計算書がないもの。

② 事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないもの。

## 3 保証料率決定のプロセス



## 4 保証料の計算

《一括返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365

《均等分割返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365 × 分割係数

分割係数表	返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
	~6回	0.70	0.77
	7～12回	0.65	0.72
	13～24回	0.60	0.66
	25回～	0.55	0.61

# 個人情報保護宣言(平成17年4月1日制定)

## 基本理念

山梨県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### 1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### 2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### 3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報の取扱いについて」の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に公表しておりますのでご覧ください。

### 4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### 5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき500円をいただきます。

## 7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6** の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## 8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	山梨県甲府市飯田二丁目2番1号
電話番号	055(235)9708
部 署 名	総務部総務課

# 第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

山梨県信用保証協会は、公的な支援機関として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者への経営支援を最重要課題として取り組みます。また、金融機関や関係機関との連携により、事業承継をはじめとする、企業のライフステージに応じた総合的な支援を実施し、県内経済の早期回復と安定に貢献してまいります。

こうした観点に立ち、協会自らも、健全な業務運営の継続に努め、様々な経営リスクへの対策を講じるとともに、多様化、高度化するニーズに応えていける人材の育成に取り組み、更なる経営基盤の強化に努めてまいります。

このため、令和3年度～令和5年度までの3ヵ年における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

## 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者ならびに県内経済の早期回復に向けた取り組み

感染症の影響を受け、借入が膨らみ過剰債務となった中小企業者に対して、時間的猶予を与え、この間に本業の回復支援を行うとともに、新たな分野やビジネスモデルへの転換などを通じて、財務改善に向けたサポートを実施していく。また、今まで以上に金融機関や地公体、関係機関と連携して、より効果的な経営支援を実施し、中小企業者並びに県内経済の早期回復に向けた取り組みを行っていく。

## 2 顧客の実情に応じた経営支援と資金繰り支援への取り組み

中小企業者の様々な課題を把握し、経営改善や事業再生を着実に進めるため、これまで以上に金融機関や関係機関と連携を強化して、中小企業者の立場に立った課題解決のサポートに努める。特に先述した、本業回復に向けた支援とともに、経営者保証に関するガイドラインの活用による事業承継や事業再生支援に注力していく。

また経営支援を必要とする中小企業者に対しては、経営支援と資金繰り支援の一体的な取り組みを推進する。

更には、経営支援事例や改善好事例を情報発信するとともに、それらの取り組みを継続的に分析し、より効果的な経営支援に努める。

## 3 地方創生への貢献や地域経済活性化に向けた取り組み

地域に根差した公的機関として、地域経済の活力ある発展に寄与するため、創業支援や事業承継等に関わる各種支援を地公体や金融機関並びに関係機関と連携・協力して地方創生に貢献する。

## 4 効率性を重視した求償権の管理と回収への取り組み

求償権の回収を取り巻く環境は、第三者保証人の原則非徴求や経営者保証を不要とする取り扱いの普及、また不動産担保に依存しない保証の浸透などにより回収は極めて厳しい状態が続いている。こうした中、求償権債務者の実情に即し、回収の最大化に着実に努めるとともに、サービスの活用や企業再生、生活再生を考慮した効率的な回収に取り組む。

## 5 コンプライアンス意識とガバナンス態勢の向上

信用保証協会の公共的使命と社会的役割を果たすため、役職員のコンプライアンス意識の醸成に向けて、コンプライアンス実践プログラムの着実な実施に努めるとともに、日々の業務運営において適正な運営・管理の実施に向けてガバナンス態勢の充実を図る。

また、反社会的勢力、不正利用者に対しては、毅然たる態度で望むとともに関係機関との情報共有を図り、その排除に取り組む。

## 6 経営基盤の更なる強化

多様化・高度化する様々な経営支援・金融支援を踏まえ、将来にわたって中小企業や県内経済の発展に貢献していくために、経営基盤の更なる強化を図る。そのために、人材の育成に努め、また、組織として情報通信技術の活用による、業務効率を高める取り組みや事務改善を計画的に進める。

更には、災害等の様々な非常事態に迅速に対応できるよう、関係する規定の必要な見直しや継続的な周知等によりリスク管理の強化を図る。

## 7 広報活動の充実

必要不可欠な存在としての信用保証協会であり続けるためには、常に中小企業者に寄り添い、金融機関や関係機関と連携を密にしながら支援をしていかなければならない。中小企業者の皆さまから頼られる存在であるためには、信用保証協会の役割や身近な存在であることを広く理解していくことが必要であり、そのための広報を積極的に取り組む。

# 令和5年度経営計画

## 1. 経営方針

### 1 業務環境

日本銀行甲府支店発表（令和5年3月14日）の山梨県金融経済概観によると「県内景気は、新型コロナウィルス感染症（以下、「コロナ感染症」という。）抑制と経済活動の両立が進むもとで資源高の影響などを受けつつも、基調としては持ち直している」としている。設備投資計画についても、製造業を中心に令和3年度を上回る見込みである。しかし、生産活動においては、全体的には高水準ながらも、一部の業種では弱めの動きがみられている。先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、引き続き供給面での制約や物価の上昇、さらには為替や市場金利の動向を注視する必要がある。

### 2 業務運営方針

以上のような業務環境を踏まえ、令和5年度においては、コロナ関連融資の返済が本格化することを意識した企業支援に努めるとともに、時代の変化に即した業務態勢を構築し、中小企業や地域経済からの期待に応えていく必要がある。

そのため、事業運営においては、中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しい中、中小企業者の経営の安定・持続的発展のため、国および県をはじめとした地公体、金融機関や商工団体等関係支援機関と連携・協働し、中小企業者の視点に立った経営の改善発達に係る助言など、伴走型支援による金融と経営支援の取り組みを一層強化していく。あわせて、創業、事業再生、事業承継などの企業のライフステージに応じた経営課題等の解決に向けた支援に努める。加えて、経営者保証改革プログラムに基づく融資慣行の確立を更に加速させるため、経営者保証に依存しない取り扱いにも取り組む。また、債権管理においては、債務者・保証人（以下、「求償権関係人」という。）の実状を的確に把握し、効率的な求償権の管理・回収に取り組むとともに、事業再生や生活再建など求償権関係人の再起を支援する。

さらに当協会が将来にわたって公的機関としての使命・社会的責任を果たし続けていくため、引き続き、コンプライアンスを徹底し、リスク管理態勢の強化を図りながら、健全性を確保した業務運営に努めていく。また、内外における業務環境の変化に注視し、DXによる業務の効率化を推進するとともに、職員の能力や資質の向上、ワークライフバランスの充実に努め、働きがいのある職場づくりの整備を図る。

以上を令和5年度の業務運営上の基本方針とし、次に掲げる事項を重点課題として取り組む。

## 2. 重点課題

### 1 保証部門

- ① 政策保証の推進
- ② 創業支援の充実
- ③ 信用保証の利便性向上に向けた取り組み

### 2 期中管理・経営支援部門

- ① 効果的な経営支援の取り組み
- ② 関係支援機関との連携強化

### 3 回収部門

- ① 求償権の効率的な管理・回収
- ② 事業再生・生活再建に向けた取り組み
- ③ サービサーの有効活用

### 4 その他間接部門

- ① コンプライアンスの徹底
- ② 危機管理・リスク管理態勢の強化
- ③ 人材の育成と組織の活性化
- ④ 広報活動の充実
- ⑤ 業務改革の推進

## 保証承諾等の見通し

令和5年度の主要業務数値(計画)は次のとおりです。

項目	金額(百万円)	対前年度計画比(%)
保証承諾	58,000	103.6
保証債務残高	251,000	93.0
代位弁済	4,000	100.0
実際回収	450	52.9

### 外部評価委員会

当協会では、経営の透明性をより一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、計画の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会における客観的評価を受けています。

外部評価の内容については、当協会のホームページで公表しています。

# 主な保証制度一覧(令和5年3月31日現在)

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）	
一般保証	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応しています。	2億8,000万円	運転設備 5年 7年	0.45%～1.90%	
根保証(手形貸付・手形割引・電子記録債権割引)	反復・継続的に手形貸付、手形割引の利用が可能です。	2億8,000万円	貸付 2年 割引 1年	貸付 0.45%～1.90% 割引 0.39%～1.62%	
当座貸越根保証 (貸付専用型)	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応しています。	2億8,000万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%	
事業者カードローン	カードを用い、CDやATMを通じ簡単な手続きで反復・継続的な資金需要に対応しています。	2,000万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%	
経営力強化保証	事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円	運転設備 5年 7年 借換資金 10年	0.45%～2.00%	
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を支援します。	2億8,000万円	運転設備 7年 10年	0.45%～1.90%	
セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	災害、全国的な不況業種などの理由により、経営の安定に支障をきたしている企業者を支援する制度です。	2億8,000万円 (別枠)	10年	1～4号、6号 0.90% 5号 0.80% 7～8号 0.75%	
流動資産担保融資保証 (ABL保証)	売掛債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能な制度です。	2億円(別枠) (保証割合は80%)	1年	0.68%	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート)	特定の経営改善事業再生実施に必要な資金について保証を行う制度です。	2億8,000万円 (別枠)	15年	0.80%	
協会制度	あんしん8000	極度額の範囲内で事業資金が調達できるため、急な資金需要の発生に備えることができる制度です。	8,000万円 (自己資本比率が10%以上 20%未満の場合、5千万円まで)	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
	あんしんプライム		2億円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
	ベンリー500	申込要件を事業者カードローンよりも緩和した制度で、カードを用いた簡易的な手続きにより反復・継続的な資金需要に対応することができる制度です。	500万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
	創業応援保証エール	事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する方もしくは事業開始後、5年を経過していない事業者が活用できる制度です。	3,500万円	運転設備 7年 10年	0.60%もしくは0.80%
	創業応援保証エール・ウーマン	女性創業者の方を対象に、事業の発展や女性の活躍を促進することを目的とした制度です。	500万円	運転設備 7年 10年	0.50%
	創業保証ステップ (令和5年4月1日廃止)	創業後5年末満の創業期にある事業者の方がご利用できる制度です。	3,500万円	10年	0.60%もしくは0.80%
	スタートアップ創出促進保証制度	創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証不要で資金調達ができる保証制度です。	3,500万円	運転設備 7年 10年	1.10%
	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた中小企業者の方が金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者の方に継続的な伴走支援を行う制度です。	1億円	10年	0.45%～2.40% (国の補助 0.30%～1.25%有)
	補助金連携支援保証 (ショート)	国の施策である中小企業等事業再構築促進事業を活用する際の資金調達を金融機関と連携して支援し、新たな企業価値の創出に寄与することを目的とした制度です。	8,000万円 (ロングと合算して 8,000万円以内)	2年	0.45%～1.90%
	補助金連携支援保証 (ロング)		4,000万円 (ショートと合算して 8,000万円以内)	20年	0.45%～1.90%

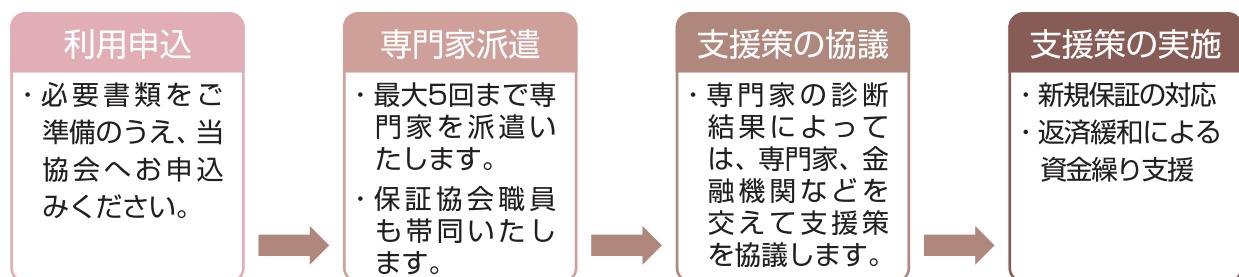
	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）	
協会制度	特定社債保証	中小企業の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債（私募債）について保証を行う制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.45%～1.90%
	SDGs社債保証	SDGsに貢献する取組みを行う中小企業が発行する社債の保証を行うことで、長期で安定的な事業資金の調達を支援する制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.35%～1.80%
	地方創生支援保証ネクスト	一定の地方創生要件を満たしている企業を支援する制度で、長期資金の確保が可能であり信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円	運転設備 10年 15年	0.35%～1.80%
	借換保証 おまとめロング	当初の約定どおりに返済している既存保証を長期の保証期間で借り換えることで、返済負担の軽減を図ることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済 15年 一括返済 1年	0.45%～1.90%
	短期継続支援保証 リピートネオ	金融機関と連携し、決算期ごとの経営状態を把握するとともに、擬似資本的な資金で継続支援する制度です。	2億8,000万円	1年	0.45%～1.90%
	設備投資保証	長期的展望に立った設備投資に係る資金を供給することにより、企業の生産性向上を支援する制度です。	2億8,000万円	20年	0.45%～1.90%
	事業承継特別保証	事業承継を予定及び実施した法人を対象に、一定の要件等を満たすことで経営者保証不要や信用保証料の割引を受けることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済 10年 一括返済 1年	0.20%～1.90%

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）	
県制度	事業促進融資	企業体質の強化、経営拡大のために資金が必要な企業が対象の制度です。	運転設備 2,000万円 5,000万円	運転設備 5年 7年	0.45%～1.90%
	小規模企業サポート融資	無担保・無保証人の小規模企業者が対象の制度です。	2,000万円	運転設備 7年 10年	0.50%～2.20% (県の補助1/2有)
	起業家支援融資	これから起業する方、開業5年未満の方が対象の制度です。	3,500万円	10年	0.60% or 0.90% (場合により、県の補助1/2有)
	事業承継支援融資	事業承継の際に必要となる資金が対象となる制度です。	運転設備 5,000万円 1億円	運転設備 5年 10年	0.25%～1.90% (県の補助1/2有)
	新分野進出支援融資	業種転換、経営の多角化、新製品の研究開発を行う企業が対象の制度です。	運転設備 3,000万円 8,000万円	運転設備 5年 7年	0.30%～1.90% (県の補助1/2有)
	連鎖倒産防止関係	取引先の倒産などにより売掛金の回収が困難な企業に対して、資金繰りの円滑化を図る制度です。	8,000万円	10年	0.45%～1.90%
	不況業種対策関係	国が指定する不況業種で売上が減少している企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80%
	経営環境変動対策関係	売上の減少等により業況の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.45%～1.90%
	経済危機・災害復旧関係	災害等の影響により売上の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80% or 0.90%
	新型コロナウイルス感染症関連借換融資 (令和5年4月1日廃止)	既に新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けている方で、借換により資金繰りの改善を図ろうとする企業が対象の制度です。	運転 1,000万円	10年	0.45%～1.90% (県の全額補助有)
新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資	新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により売上高等が減少した中小企業者の方を対象とした融資となっており、県制度融資からの借換も可能な制度です。	1億円	10年	0.45%～2.40% (国の補助0.30%～1.25%有、場合により県の補助1/2有)	

# 経営支援のご案内

## 外部専門家派遣

当協会では、中小企業診断士、公認会計士、IT専門家、フードコーディネーターを5回まで無料で派遣できる「専門家派遣サポート事業」を行っております。創業から事業拡大や経営改善、事業承継まであらゆる経営課題の解決に向けて、当協会がサポートしております。



専門家派遣実績

(単位: 企業)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
創業予定者への支援	9	9	5
創業後支援	5	5	5
生産性向上	5	—	—
経営改善支援	64	87	41
事業承継支援	4	5	—
既支援先フォローアップ	29	18	18
合計	116	124	69

専門家への費用は  
保証協会が全額負担しています。

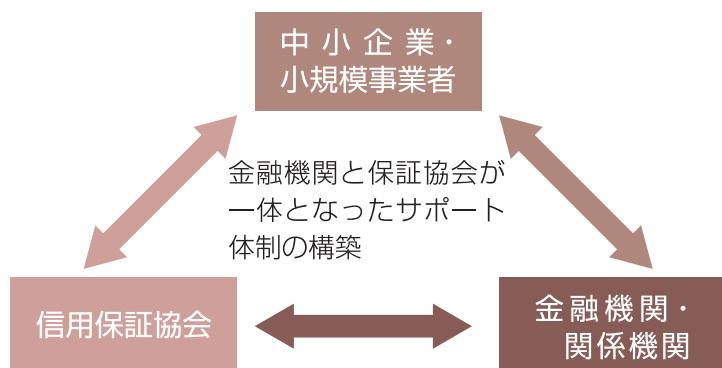


## ご利用いただいたお客様の声

- ・当社の課題点および今後の経営の方向性を再確認できてよかったです。
- ・先生のアドバイスで会社の強みが理解できた。今後は会社の強みを活かした事業展開を進めていきたい。
- ・今まで不透明だった社内の数値が先生のアドバイスにより見えるようになり、利益の確保につながった。

## 経営サポート会議

複数の取引金融機関が一堂に会し、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善や事業再生に向けた意見交換や助言、金融支援策の協議を行うほか、作成された経営計画などの発表の場として、金融支援策の目録合わせを行うことができるなど、早期の経営支援を受けることが可能です。



## 経営改善計画策定支援事業に係る補助事業

経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の皆さまが、認定支援機関の助言と金融機関と連携を図る中で策定する経営改善計画の策定費用について、事業者負担額の半額を補助する事業を行っております。

## ビジネスマッチング出展に係る補助事業

当協会の保証利用がある中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、ビジネスマッチング出展に必要な出展料の一部補助を行っております。



○その他、事業承継に関するご相談について、山梨県事業承継・引継ぎ支援センターと連携することで円滑な事業承継を支援するなど、個々の事業者の実情に応じた経営支援を行っています。



事業のライフステージに応じた  
経営支援を行つ  
ています。

# 令和4年度の主な取り組み

## 保証制度の創設・改正

### 補助金連携支援保証（ショート・ロング）

取扱開始日：令和4年6月21日

国・地方公共団体・公的機関の補助金の交付決定を受けた事業に対する資金調達を支援するための保証制度です。今般、対象となる公的機関の補助金事業を拡大する目的で改正を行いました。

### 山梨県新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資

取扱開始日：令和5年1月10日

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により売上高等が減少した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する保証制度を県制度資金として創設しました。

### スタートアップ創出促進保証

取扱開始日：令和5年3月15日

創業から5年を経過していない会社等に対する事業資金の供給の円滑化を図るとともに、創業期の経営者保証を不要とすることにより、創業者の事業の活性化に資することを目的に創設しました。

## 経営支援の取り組み

### 派遣専門家にフードコーディネーターを追加しました

多様化する中小企業・小規模事業者の経営課題に対応するため、新分野の専門家として、フードコーディネーター1名と業務委託契約を締結し、派遣する専門家の拡充を図りました。また、令和5年3月に同コーディネーターを講師として「ウィズコロナ・アフターコロナの飲食店経営～コロナ禍を戦い抜くためのヒント～」をテーマに、動画配信形式による創業フォローアップセミナーを実施しました。

### やまなし企業支援ネットワーク会議を開催しました

令和5年2月14日に「やまなし企業支援ネットワーク会議」を開催しました。近年は感染症の影響で、開催が見送られてきましたが、3年ぶりの開催となり、企業支援に関する各機関の特徴的な取り組みについて、情報共有しました。当協会からは、「新型コロナウイルス感染症対策融資（ゼロゼロ融資）返済開始に向けた支援策および各支援機関との連携体制」について説明しました。



## 地方創生に資する取り組み

### 山梨県立大学で講義を行いました

令和5年1月16日に、山梨県立大学において大学生を対象に「中小企業金融と信用保証協会の役割」をテーマに講義を行いました。中小企業・小規模事業者の概要や現状、信用保証協会の役割や経済情勢との関わり、当協会の創業支援の取り組みなどを説明しました。学生に中小企業金融や信用保証に関する理解を深めてもらう取り組みとなりました。



## 信頼性向上に向けた取り組み

### SDGs宣言を行いました

令和4年10月1日に「山梨県信用保証協会 SDGs宣言」を行いました。信用保証を通じて、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、山梨県と『YAMANASHI×SDGsチーム』の推進に向けた連携・協力にかかる協定』を締結しました。「YAMANASHI×SDGsチーム」は、山梨県・プラットフォーム形成団体・登録企業が相互に共鳴し、山梨県全体でSDGsの取り組みを推進していく枠組みであり、当協会は、プラットフォーム形成団体として、その役割を担っていきます。



### コンプライアンス内部研修を実施しました

令和5年1月17日に山梨県警察本部組織犯罪対策課の担当者を講師に招き、暴力団情勢について内部研修会を開催しました。反社会的勢力の特徴や最近の動向、暴力団排除(暴力団排除条項等)の現状について講義いただき、全社的なコンプライアンス意識の向上に取り組みました。



## 利便性向上に向けた取り組み

### 認証付電子保証書交付サービスを開始しました

業務効率化や利便性向上を図るため、これまで専用紙で発行していた信用保証書に代え、認証付電子保証書の交付を開始しました。電子化により、紛失リスクの軽減や高セキュリティが確保されるとともに、中小企業・小規模事業者の皆さまへの迅速な融資実行を支援することができます。当協会では、引き続き当サービスの利用拡大を進めてまいります。

# 広報活動

## ホームページ

より多くの方に「信用保証」について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。目的別での保証制度や経営支援施策、実際に当協会が携わった経営支援事例などを紹介しています。金融機関専用ページでは、保証申込時の留意点や様式集を掲載しています。また、信用保証の理解と活用を進めるため、「お役立ち情報」のコンテンツを設け、信用保証の活用方法などを紹介しております。



トップページ



経営支援のご紹介



お役立ち情報

ホームページアドレス  
<https://cgc-yamanashi.or.jp>

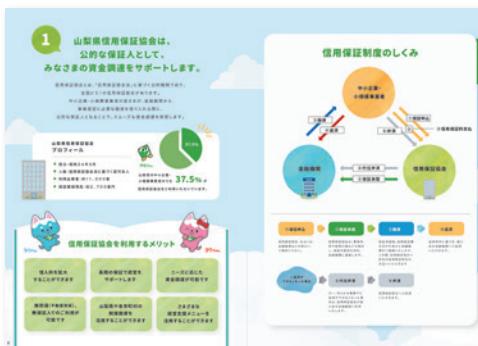


## ポスター・パンフレット・リーフレット

ポスターやパンフレット、リーフレットを作成し、当協会をより多くの方に知っていただくとともに、保証推進や保証制度のご案内を行っています。



ポスター



パンフレット



リーフレット



## 信用保証ハンドブック・創業応援ハンドブック

当協会の保証業務を分かりやすくまとめた信用保証ハンドブックおよび創業に対する様々な疑問や悩み等を解決する創業応援ハンドブックを作成し、保証利用の推進を図っています。



## 金融機関若手職員向け冊子「YAMANASHI GUARANTEE PASSPORT」

主に各金融機関の若手職員研修用の資料として活用していただくためにマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



## 広告掲載

関係機関誌などに広告を掲載しています。

# 令和4年度事業報告

## 事業概況

### 令和4年度業務計画

(単位：百万円)

保証承諾額	56,000
保証債務残高	270,000
代位弁済額	4,000
回収額	850

### 実績

(単位：件、百万円)

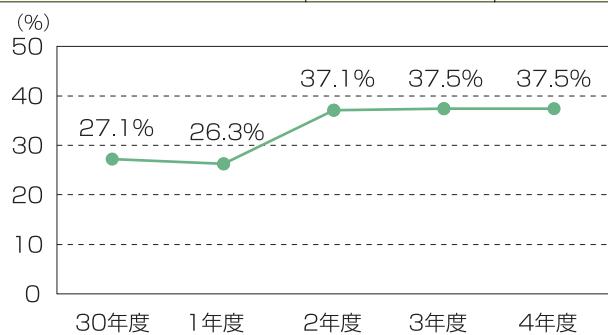
項目	年 度		令和3年度	令和4年度	対前年度比	対計画比
	件数	金額				
保証承諾	件数	4,676	4,610	98.6%	—	—
	金額	60,944	64,660	106.1%	115.5%	115.5%
保証債務残高	件数	22,748	22,511	99.0%	—	—
	金額	280,614	276,491	98.5%	102.4%	102.4%
代位弁済	件数	95	140	147.4%	—	—
	金額	1,194	1,506	126.1%	37.6%	37.6%
求償権回収	金額	999	789	78.9%	92.7%	92.7%

## 保証の利用度

令和4年度末において、11,502企業の皆さんに当協会の信用保証をご利用いただいており、県内の中小企業総数に対する利用割合は37.5%になります。今後さらに多くの皆さんにご利用いただけるよう、保証推進に努めてまいります。

### 保証利用の推移

	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
保証利用企業者数	8,322	8,065	11,366	11,504	11,502
保証利用度	27.1%	26.3%	37.1%	37.5%	37.5%



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(※)}} \times 100$$

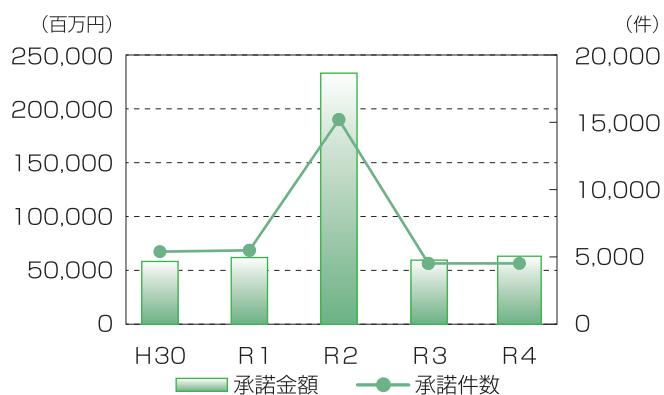
※県内中小企業者数は山梨県内の中小企業・小規模事業者から保証対象外である農業・林業・水産業を営む事業者を除いています。

## 保証の状況

### 年度別保証承諾

(単位：件、百万円)

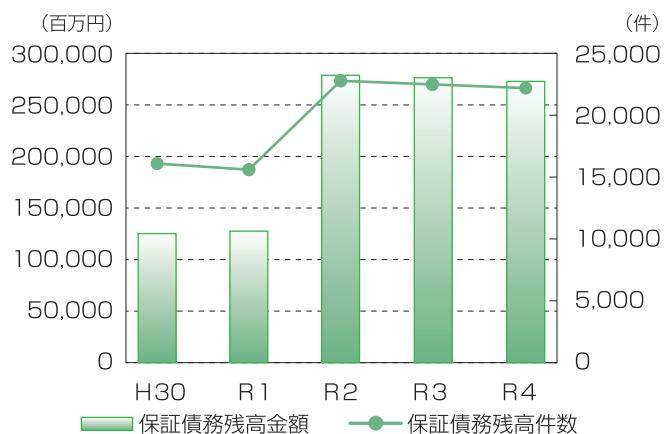
	件 数	金 額	前年度比
30年度	5,526	59,544	120.0%
1年度	5,639	63,962	107.4%
2年度	15,511	236,962	370.5%
3年度	4,676	60,945	25.7%
4年度	4,610	64,660	106.1%



### 年度別保証債務残高

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
30年度	16,333	126,318	98.3%
1年度	15,785	128,652	101.8%
2年度	23,092	281,974	219.2%
3年度	22,748	280,614	99.5%
4年度	22,511	276,491	98.5%



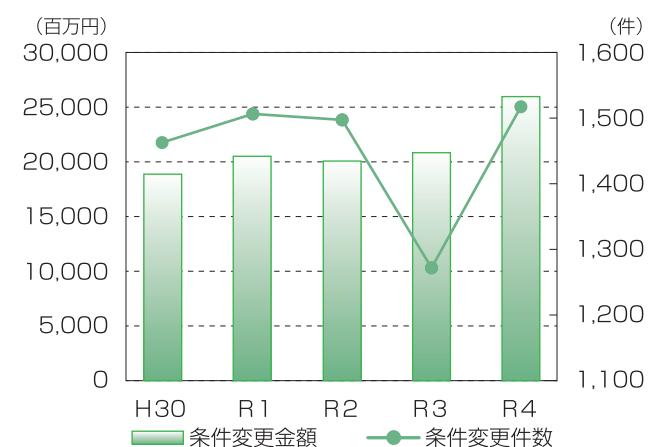
## 条件変更の状況

当協会では、金融機関との連携を強化する中、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組み、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

### 年度別条件変更実績（期間延長・返済方法の変更に係るもの）

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
30年度	1,462	18,871	83.9%
1年度	1,506	20,518	108.7%
2年度	1,497	20,063	97.8%
3年度	1,272	20,855	103.9%
4年度	1,518	25,981	124.6%

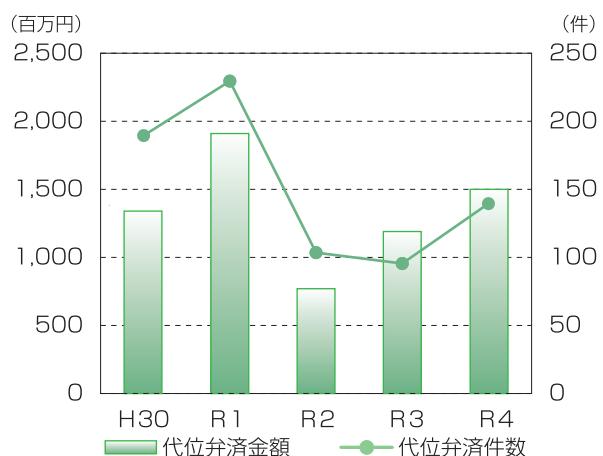


## 代位弁済の状況

### 年度別代位弁済

(単位：件、百万円)

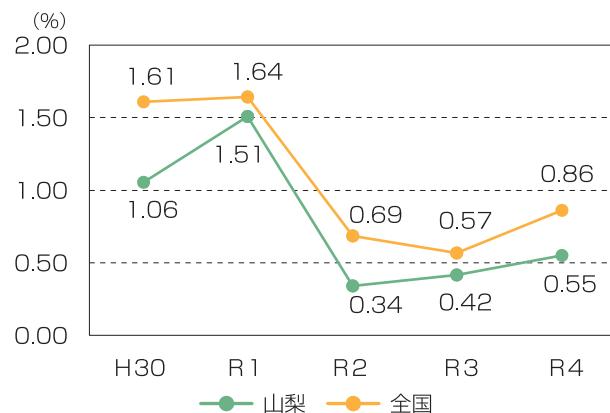
	件 数	金 額	前年度比
30年度	190	1,338	53.6%
1年度	230	1,909	142.7%
2年度	103	770	40.4%
3年度	95	1,194	154.9%
4年度	140	1,506	126.1%



### 年度別代位弁済率

(単位：%)

	山 梨	全 国
30年度	1.06	1.61
1年度	1.51	1.64
2年度	0.34	0.69
3年度	0.42	0.57
4年度	0.55	0.86



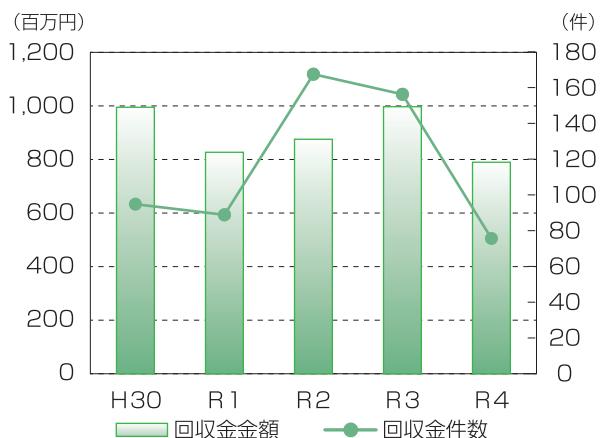
注) 代位弁済率=年度中代位弁済額／年度中保証債務平均残高

## 求償権回収の状況

### 年度別求償権回収

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
30年度	95	992	85.7%
1年度	89	828	83.4%
2年度	168	874	105.7%
3年度	157	999	114.3%
4年度	76	789	78.9%



## 金融機関別の状況

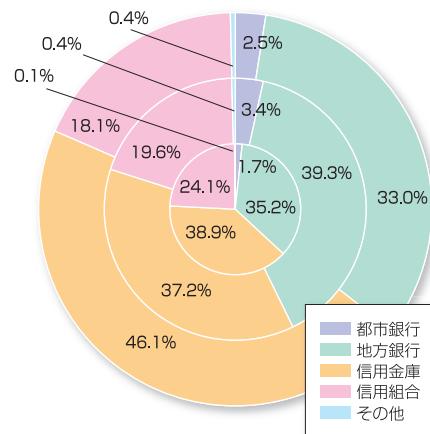
### 金融機関群別保証承諾額

(単位：百万円)

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	4,087	227.9%	2,101	51.4%	1,590	75.7%
地方銀行	83,354	321.6%	23,954	28.7%	21,350	89.1%
信用金庫	92,154	366.8%	22,661	24.6%	29,781	131.4%
信用組合	57,108	545.8%	11,961	20.9%	11,689	97.7%
その他の	259	39.1%	268	103.4%	250	93.3%
合 計	236,962	370.5%	60,945	25.7%	64,660	106.1%

### 構成比

内円から外円に向かって  
2年度、3年度、4年度



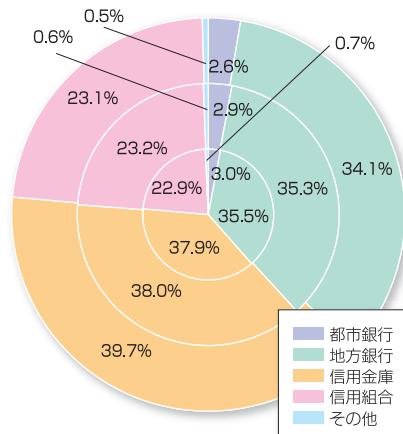
### 金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円)

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	8,546	113.5%	8,115	95.0%	7,311	90.1%
地方銀行	99,998	216.6%	99,136	99.1%	94,222	95.0%
信用金庫	106,846	225.1%	106,690	99.9%	109,769	102.9%
信用組合	64,650	256.2%	65,035	100.6%	63,842	98.2%
その他の	1,935	85.4%	1,639	84.7%	1,347	82.2%
合 計	281,974	219.2%	280,614	99.5%	276,491	98.5%

### 構成比

内円から外円に向かって  
2年度、3年度、4年度



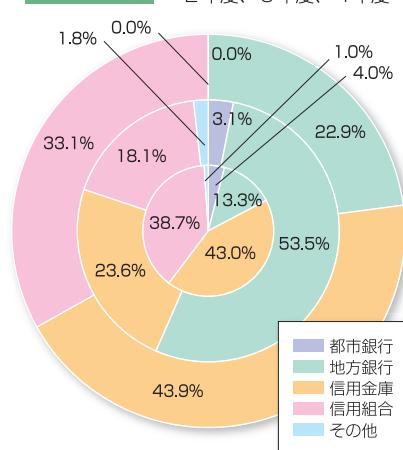
### 金融機関群別代位弁済額

(単位：百万円)

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	31	29.6%	37	119.5%	0	0.0%
地方銀行	102	13.8%	639	624.2%	345	54.1%
信用金庫	332	54.9%	282	84.9%	662	235.0%
信用組合	298	73.4%	216	72.3%	499	231.3%
その他の	7	14.4%	21	285.9%	0	0.0%
合 計	770	40.4%	1,194	154.9%	1,506	126.1%

### 構成比

内円から外円に向かって  
2年度、3年度、4年度

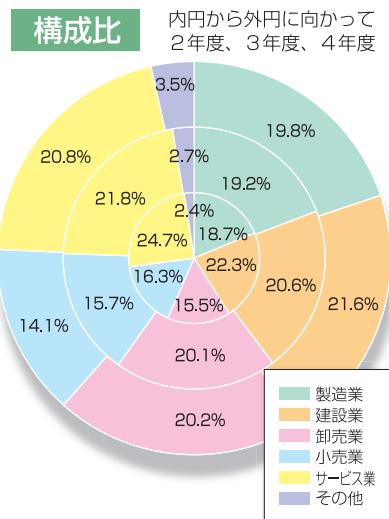


## 業種別の状況

### 業種別保証承諾額

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	44,388	325.6%	11,686	26.3%	12,826	109.7%
建設業	52,904	380.5%	12,557	23.7%	13,956	111.1%
卸売業	36,798	289.1%	12,226	33.2%	13,031	106.6%
小売業	38,602	430.5%	9,580	24.8%	9,136	95.4%
サービス業	58,555	450.1%	13,277	22.7%	13,425	101.1%
その他	5,716	331.6%	1,619	28.3%	2,286	141.2%
合計	236,962	370.5%	60,945	25.7%	64,660	106.1%

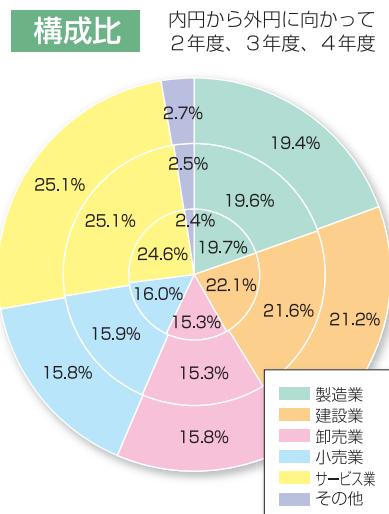
(単位：百万円)



### 業種別保証債務残高

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	55,454	193.7%	54,885	99.0%	53,669	97.8%
建設業	62,194	224.4%	60,690	97.6%	58,553	96.5%
卸売業	43,056	196.5%	42,806	99.4%	43,652	102.0%
小売業	45,149	240.4%	44,662	98.9%	43,604	97.6%
サービス業	69,452	239.1%	70,523	101.5%	69,507	98.6%
その他	6,670	259.8%	7,049	105.7%	7,506	106.5%
合計	281,974	219.2%	280,614	99.5%	276,491	98.5%

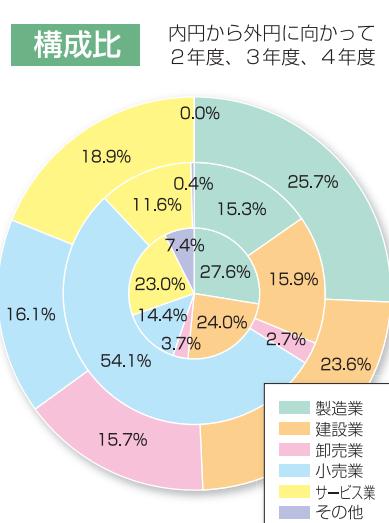
(単位：百万円)



### 業種別代位弁済額

	2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	212	40.4%	183	86.1%	387	211.7%
建設業	185	40.2%	190	102.9%	356	187.3%
卸売業	29	6.9%	32	110.3%	236	746.5%
小売業	111	35.0%	646	582.9%	242	37.4%
サービス業	177	91.5%	139	78.4%	284	204.8%
その他	57	-	4	-	0	-
合計	770	40.4%	1,194	154.9%	1,506	126.1%

(単位：百万円)



# 令和4年度決算報告

## 基本財産について

### ■ 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。

山梨県信用保証協会が引き受ける保証債務の限度額は、定款により基本財産の50倍となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

### ■ 基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基 金 県・市町村・金融機関等からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金 毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

令和5年3月31日現在

(単位：百万円)

令和4年度 基本財産	基金（出捐金及び金融機関負担金等）				基金準備金
	県	市町村	金融機関	業者・業者団体	
13,417	2,335	226	2,355	7	8,493

### ■ 基本財産の推移



## 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

借 方	
科 目	金 額
現 金	356
現 金	356
小 切 手	0
預 け 金	13,179,947
当 座 預 金	0
普 通 預 金	2,129,342
通 知 預 金	0
定 期 預 金	11,050,000
郵 便 貯 金	605
金 銭 信 託	200,000
有 価 証 券	13,599,408
国 債	0
地 方 債	2,699,968
社 債	10,897,440
株 式	2,000
受 益 証 券	0
新 株 予 約 権	0
フ ァ ン ド 出 資	0
譲 渡 性 預 金	0
そ の 他	0
動 産 ・ 不 動 産	123,245
事 業 用 不 動 産	90,359
事 業 用 動 産	32,885
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0
建 設 仮 勘 定	0
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	276,490,821
求 償 権	507,967
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	581,660
仮 払 金	2,460
保 証 金	0
厚 生 基 金	25,717
連 合 会 勘 定	0
未 収 利 息	32,080
有 価 証 券 未 収 入 金	0
未 経 過 保 險 料	521,404
合 計	304,683,404

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 產	13,417,315
基 金	4,923,820
基 金 準 備 金	8,493,495
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金	3,723,214
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
責 任 準 備 金	1,791,629
求 償 権 儻 却 準 備 金	250,472
退 職 給 与 引 当 金	231,738
損 失 補 償 金	0
保 証 債 務	276,490,821
求 償 権 补 填 金	0
保 險 金	0
損 失 補 償 补 填 金	0
借 入 金	310,225
長 期 借 入 金	310,225
(うち日本政策金融公庫分)	0
短 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 造 成 資 金	0
雜 勘 定	8,467,990
仮 受 金	24,380
保 險 納 付 金	76,287
損 失 補 償 納 付 金	11,181
未 経 過 保 証 料	8,352,566
未 払 保 險 料	1,488
未 払 費 用	2,087
有 価 証 券 未 払 金	0
合 計	304,683,404

(注) 業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が69,085,677円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

## 財産目録

令和5年3月31日現在

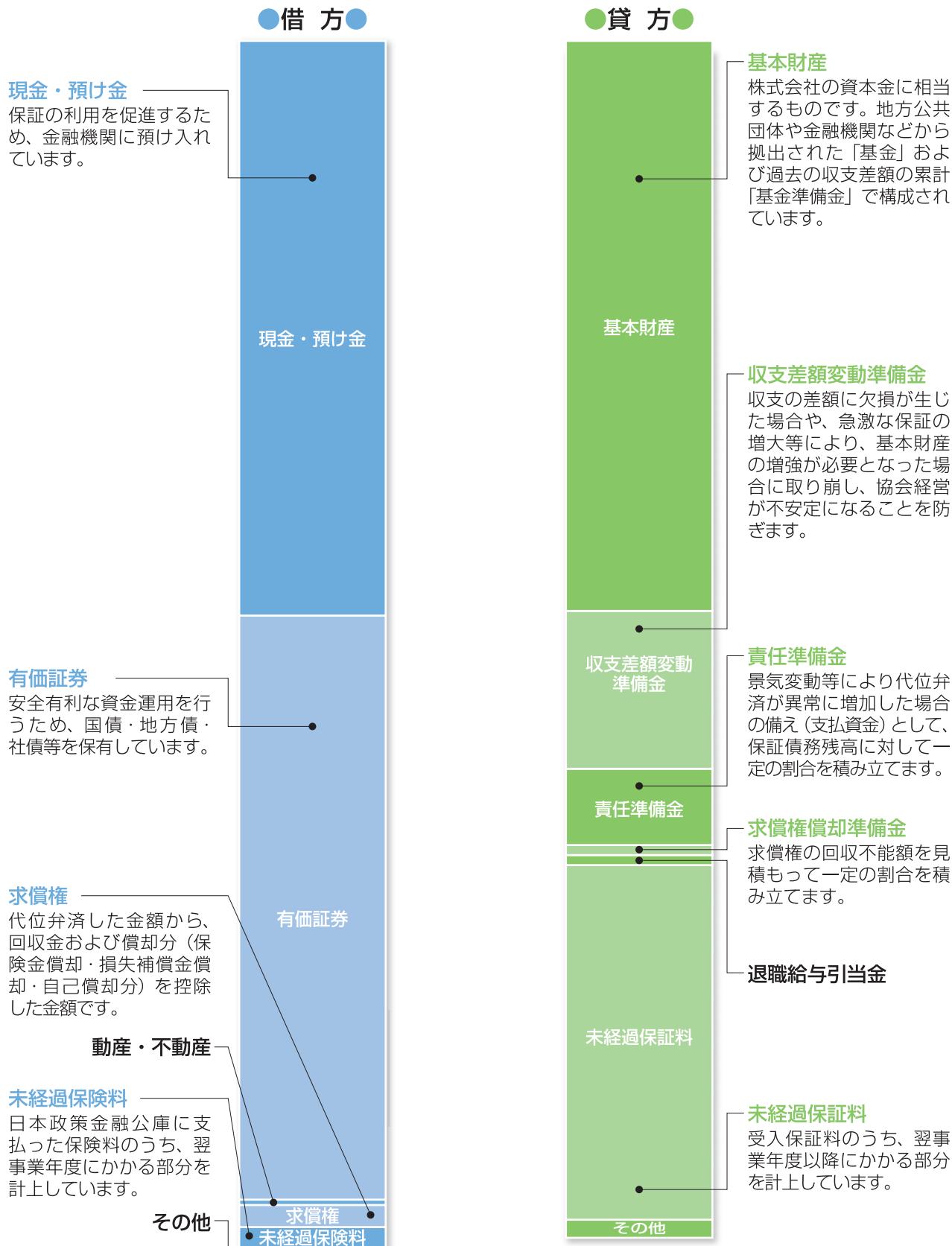
(単位：千円)

資 产	
科 目	金 額
現 金	356
預 け 金	13,179,947
金 銭 信 託	200,000
有 価 証 券	13,599,408
動 産 ・ 不 動 産	123,245
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	276,490,821
求 償 権	507,967
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	581,660
合 計	304,683,404

負 債	
科 目	金 額
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
責 任 準 備 金	1,791,629
求 償 権 儻 却 準 備 金	250,472
退 職 給 与 引 当 金	231,738
損 失 補 償 金	0
保 証 債 務	276,490,821
求 償 権 补 填 金	0
借 入 金	310,225
雜 勘 定	8,467,990
合 計	287,542,874

正味財産 17,140,529

## 貸借対照表の用語説明



※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この図からは除いております。

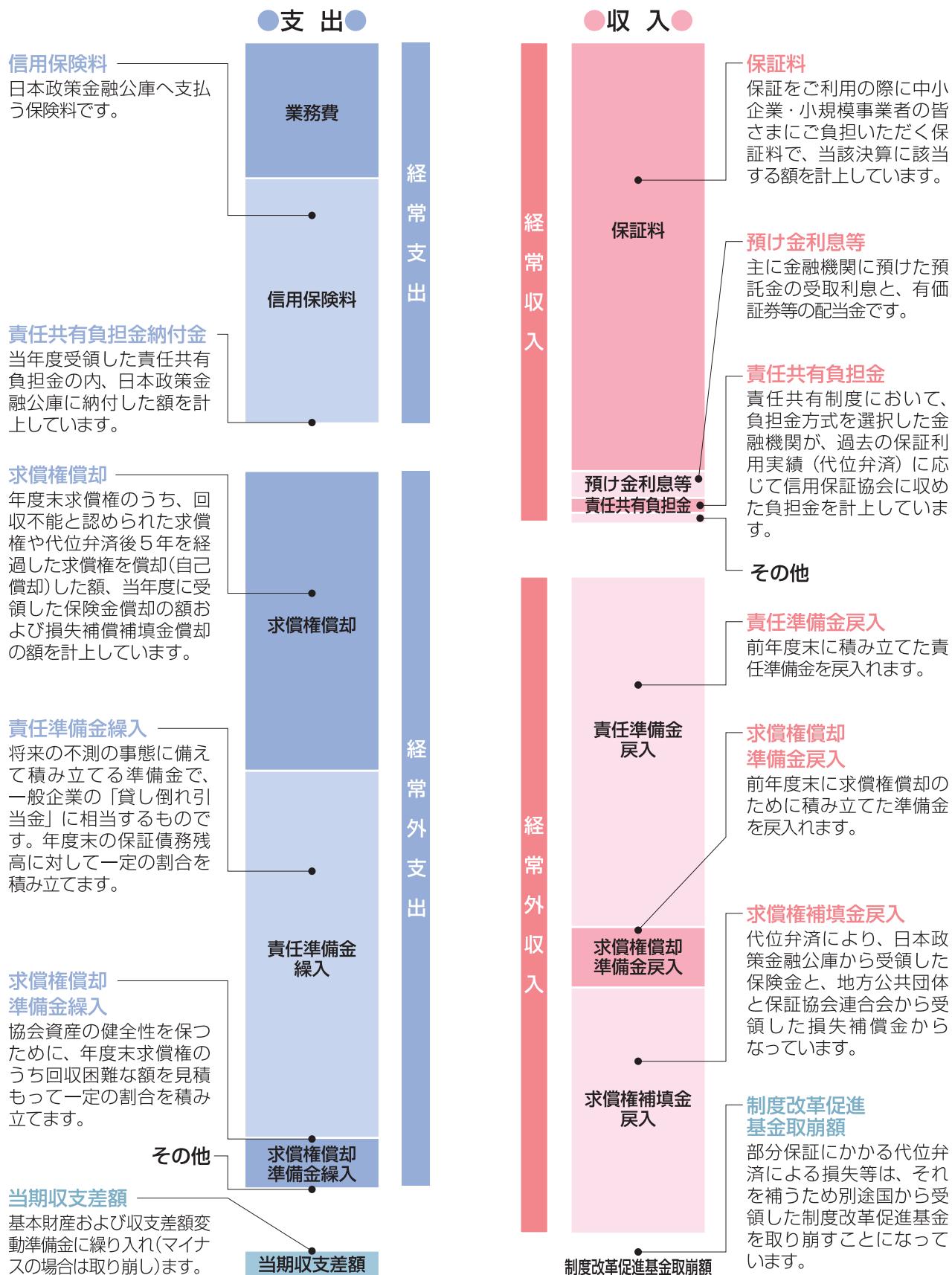
## 収支計算書

令和5年3月31日現在

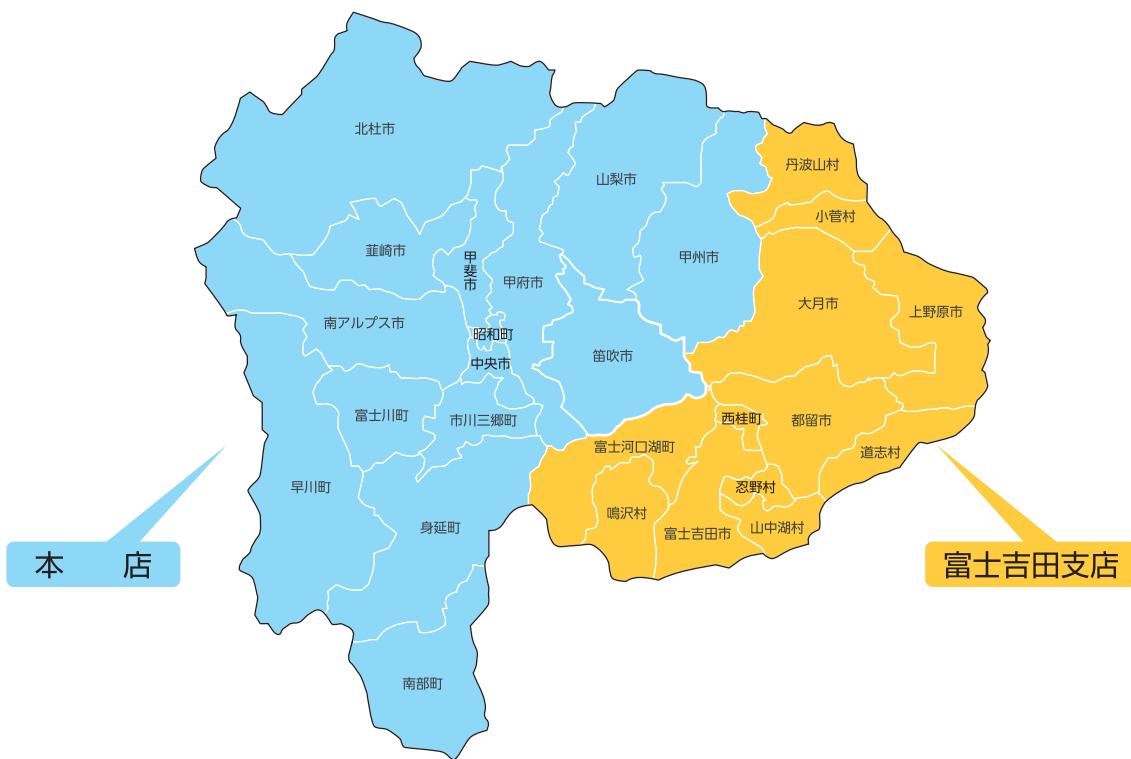
(単位:千円)

科 目	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
経 常 収 入	3,169,581	2,894,828
保 証 料	2,674,803	2,577,859
有 価 証 券 利 息 配 当 金 等	159,472	161,909
調 査 料	0	0
延 滞 保 証 料	0	0
損 害 金	39,478	20,622
事 務 补 助 金	20,992	26,001
責 任 共 有 負 担 金	243,411	88,124
雑 収 入	31,425	20,314
経 常 支 出	1,914,257	1,820,667
業 務 費	646,378	650,574
役 職 員 給 与	311,634	317,289
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	16,434	18,509
そ の 他 人 件 費	63,906	64,650
旅 費	56	138
事 務 費	85,664	99,664
賃 借 料	35,870	35,729
動 産・不 動 産 償 却	10,326	12,565
信 用 調 査 費	2,256	2,238
債 権 管 理 費	87,033	68,858
指 導 普 及 費	23,498	19,347
負 担 金	9,701	11,587
借 入 金 利 息	0	0
信 用 保 険 料	1,195,831	1,170,093
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	72,047	0
雑 支 出	0	0
経 常 収 支 差 額	1,255,324	1,074,161
経 常 外 収 入	3,145,424	3,424,302
償 却 求 償 権 回 収 金	151,315	127,591
責 任 準 備 金 戻 入	1,692,840	1,760,030
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	332,289	302,277
求 償 権 補 填 金 戻 入	968,897	1,234,380
保 険 金	902,502	1,139,480
損 失 補 償 補 填 金	66,395	94,900
有 価 証 券 評 価 益	—	0
有 価 証 券 売 却 益	—	0
補 助 金	0	0
そ の 他 収 入	83	25
経 常 外 支 出	3,113,487	3,514,138
求 償 権 償 却	1,114,911	1,467,732
譲 受 債 権 償 却	0	0
雑 勘 定 償 却	3,993	363
有 価 証 券 評 価 損	—	0
有 価 証 券 売 却 損	—	0
退 職 金	1,361	3,830
責 任 準 備 金 繰 入	1,690,944	1,791,629
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	302,277	250,472
そ の 他 支 出	0	112
経 常 外 収 支 差 額	31,938	△89,836
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 取 崩 額	0	0
当 期 収 支 差 額	1,287,262	984,325
収 支 差 額 变 動 準 備 金 繰 入 額	643,631	492,162
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	643,631	492,162

## 収支計算書の用語説明



# 本・支店の保証担当区域と事務所位置略図



本店

富士吉田支店

## ご案内

### ●相談窓口

本店（甲府）および富士吉田支店にて、当協会職員による無料経営相談を実施しております。経営改善・設備投資・新規開業など、経営に関するご相談を希望の方はお気軽にご連絡ください。

### ●問い合わせフォーム

当協会のホームページでは、問い合わせメールフォームを設置しております。ご意見・ご要望、ご相談など、お気軽にお問い合わせください。

ホームページアドレス  
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



This screenshot shows the inquiry form page titled 'お問い合わせ'. It features a large background image of Mount Fuji and a lake. The form includes fields for 'お問い合わせ内容' (Inquiry content), 'お名前' (Name), 'メールアドレス' (Email address), and '電話番号' (Phone number). A red button at the bottom right says '入力内容を確認' (Check input content).

This screenshot shows the opinion and request form page titled 'ご意見・ご要望'. It has a similar layout to the inquiry form, with fields for 'お問い合わせ内容' (Inquiry content), 'お名前' (Name), 'メールアドレス' (Email address), and '電話番号' (Phone number). A red button at the bottom right says '入力内容を確認' (Check input content).

## 本 店

〒400-0035 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内

### 総務部

総務課 TEL 055-235-9708 FAX 055-232-0160  
経営企画課 TEL 055-235-9707 FAX 055-232-0160  
監査室

### 営業部

営業統括課 TEL 055-235-9701 FAX 055-232-0166  
保証課 TEL 055-235-9703 FAX 055-232-0166  
経営支援課 TEL 055-235-9702 FAX 055-232-0166

## 本店分室

〒400-0027 甲府市富士見一丁目2番26号 (OSD-IIビル)

### 管理部

管理課 TEL 055-234-5937 FAX 055-234-5967  
管理事務課 TEL 055-234-5938 FAX 055-234-5968



本 店



本店分室

本・支店の保証担当区域と事務所位置略図

## 富士吉田支店

〒403-0004 富士吉田市下吉田二丁目31番14号  
TEL 0555-22-0992 FAX 0555-22-0921



富士吉田支店

■ 発行年月  
■ 発行  
■ 問い合わせ

令和5年7月  
山梨県信用保証協会  
総務部 経営企画課 TEL 055-235-9707



県産材利用促進



この印刷紙には、山梨の森林認証材が利用されています。  
また、山梨県緑化推進機構に収益金の一部は、寄付されますので、  
森林環境保護・水質保全の支援に役立てられます。